

令和5年度 薬物乱用防止啓発ポスター 募集要領

1 目 的

若年層における薬物乱用防止の普及啓発を図るため、県内の児童生徒から薬物乱用防止啓発ポスターの作品を募集し、優秀作品を選考します。優秀作品は、薬物乱用防止啓発ポスター等に活用し、薬物乱用の危険性を広く県民に呼びかけます。

2 主 催

埼玉県、一般社団法人埼玉県薬剤師会

3 後 援

埼玉県教育委員会、さいたま市、さいたま市教育委員会、川越市、越谷市、川口市、埼玉新聞社

4 応募資格

埼玉県内の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に在籍する児童生徒

(ただし、小学校及び特別支援学校の小学部の児童は5、6学年に限る)

※小学4年生以下は対象外ですので御注意ください。

※該当しない学年の児童から作品提出があった場合は、選外となります。

5 募集課題

『薬物乱用防止の啓発』に関するもの

ただし、喫煙防止、飲酒防止の啓発に関するものを除く

6 応募方法

(1) 応募点数 1人1点

(2) 応募期間 令和5年9月1日(金)～9月8日(金) 17時 必着

※持参も郵送も必着です。

17時以降は受付できませんので、注意してください。

(3) 応募先 担当の保健所等 (別紙1参照)

※学校ごとに応募用紙(別紙2)に取りまとめ、応募作品に添付してください。

(4) 問合せ先

一般社団法人埼玉県薬剤師会 事務局業務第一課

Tel 048-827-0060

埼玉県保健医療部薬務課 薬物対策・献血担当

Tel 048-830-3633

7 応募上の注意

(1) 作品は、応募作品基準に合ったものを提出してください。

※基準に合わないものは、選外となります。

(2) 応募作品の裏面には、次のことを明記してください。

なお、氏名及び学校名には、必ずふりがなをつけてください。

ア 応募者の氏名・学年

イ 学校名・学校所在地

(3) 作品は丸めたり、折り曲げたりしないでください。

8 応募作品基準

(1) 応募作品は、未発表の創作作品に限ります。

また、合作（2人以上で描いた作品）は認められません。

※未発表とは過去に公募展（審査のあるもの）に応募陳列されたことがないものをいいます。

※盗作、模写、自作でない作品、あるいは発表済みの作品とみなされた場合は入賞・入選を取り消します。

※著作権、肖像権等の問題が生じないよう十分注意し、生じた場合は出品者の責任において処理してください。

(2) 用紙は、B3版（JIS）または画用紙四ツ切サイズの用紙を、縦長に使用してください。（横長は不可）

なお、紙質は原則として自由です。

サイズ、向きに注意!!

(3) 色彩及び文字の使用は、原則自由です。（ただし、金・銀等のメタリック系及び蛍光色はポスターにしたとき色がよく出ないので使用しないでください。）

(4) パソコンで印刷した作品及び何かを貼り付ける等の立体表現を用いた作品は、不可とします。

＜見 本＞

おもて

うら

学 校 名	さいたま市立埼玉小学校		
学校所在地	さいたま市浦和区高砂 3-15-1		
氏 名	さいたま たろう 埼玉 太郎	学年	6年

ふりがなをつける

B3版または画用紙四ツ切サイズ

9 審 査

「薬物乱用防止啓発ポスターの選考要領」に基づく選考委員会で審査を行います。

10 入賞区分

以下のとおりです。

入賞区分	小学生の部	中学生の部	高校生の部
最 優 秀 賞	1 点	1 点	1 点
優 秀 賞	3 点	3 点	1 点～2 点
埼玉県薬剤師会長賞	数十点		

11 入賞作品の発表

令和5年10月頃に応募先から受賞者が属する学校長あてに通知します。

12 賞状の授与

最優秀賞、優秀賞及び埼玉県薬剤師会長賞の受賞者に、賞状を授与します。

なお、最優秀賞及び優秀賞の受賞者には、埼玉県薬剤師会学術大会において賞状を授与します。

13 作品の活用

最優秀賞及び優秀賞の作品は、学校名、学年、受賞者氏名を記載し、以下のとおり活用します。

- ・薬物乱用防止啓発ポスター等として印刷し、イベントなどに活用。
- ・埼玉県及び埼玉県薬剤師会のホームページ等に掲載。

14 著作権の帰属

応募作品の著作権は、主催者に帰属します。

15 その他

応募作品は、審査終了後に応募先から参加賞と併せて、各学校に返却します。